

参 考 资 料

平成 19 年 10 月 12 日

金融庁

目次

○ 金融商品取引法の課徴金制度について	…	1
○ 金融商品取引法の課徴金制度の概要	…	2
○ 課徴金納付命令までの流れ	…	3
○ 証券取引法改正法附則等	…	4
○ 我が国金融・資本市場国際化に関する スタディーグループ中間論点整理	…	5
○ 経済財政政策の基本方針 2007 等	…	6
○ 独占禁止法上の課徴金制度	…	7
○ 独占禁止法基本問題懇談会報告書概要	…	8
○ 公認会計士法の課徴金制度	…	10
○ 課徴金納付命令に係る納付実績	…	11
○ 犯則事件の告発実績	…	14
○ 金融商品取引法における違反行為に対する 行政・刑事・民事上の措置	…	15

金融商品取引法の課徴金制度について

○ 経緯

平成 16 年以前：不公正取引規制等について刑事罰を中心とした実効性確保（エンフォース）体系

刑事罰には、謙抑性・補充性の原則（刑事罰は重大な結果を伴うことから、人権保障等の観点から、刑事罰を用いなくても他の手段で法目的を達成することができる場合は、刑事罰の発動は控えるべきという考え方）が存在。

規制の実効性を確保し、違反行為を抑止するため、新たに行政上の措置として金銭的な負担を課する制度（いわゆる“課徴金”）を導入

近年における証券市場監視機能の強化・拡充の状況

平成 10 年 6 月 金融システム改革法成立

不公正取引の規制強化、不公正取引によって得た財産の没収・追徴制度の導入

平成 13 年 8 月 「証券市場の構造改革プログラム」発表

個人投資家重視の行政、監視委の体制強化、インターネット取引への対応強化

10 月 金庫株解禁に伴うインサイダー取引規制、相場操縦防止規定の整備

平成 14 年 8 月 「証券市場の改革促進プログラム」発表

監視委の体制・機能強化、証券市場行政関係部署の連携強化

平成 16 年 6 月 改正証券取引法成立

インサイダー取引、有価証券届出書等の虚偽記載、相場操縦行為、風説の流布・偽計に対する課徴金を導入。不実開示に関する流通市場における発行会社の責任規定を新設（平成 17 年 4 月 1 日施行）

平成 17 年 6 月 改正証券取引法成立

有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴金を導入（平成 17 年 12 月 1 日施行）。改正法附則 6 条「おおむね二年を目途として、…（中略）…課徴金にかかる制度の在り方等について検討」と規定

平成 18 年 6 月 金融商品取引法成立

開示書類の虚偽記載や不公正取引などに係る証券取引法の罰則の法定刑の水準を経済犯罪としては最高水準まで引き上げるとともに、「見せ玉」行為に係る課徴金及び刑事罰の適用対象範囲の拡大（2006.7.4 施行）

金融商品取引法の課徴金制度の概要

1. 対象とする違反行為

① 不公正取引

- **インサイダー取引**…会社関係者等が、重要事実等の公表前に、自己の計算において有価証券売買等を行う行為。
- **相場操縦（見せ玉を含む）**…自己の計算で上場・店頭売買有価証券等の相場を変動させるべき一連の上場有価証券売買等を行う行為。
- **風説の流布・偽計**…風説の流布・偽計によって有価証券等の相場を変動させ、変動させた相場により、自己の計算で違反から1ヵ月以内に有価証券等の取引を行う行為。

- ② **有価証券届出書等の虚偽記載**…重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券届出書等を提出した発行者等が、当該有価証券届出書等に基づき募集・売出しを行う行為。

- ③ **有価証券報告書等の虚偽記載**…発行者が重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出する行為。

2. 金額水準

違反者の不当な経済的利得を基準として、以下の金額水準を法定。

① 不公正取引

○ インサイダー取引

重要事実公表日の翌日における株式等の最終価額から重要事実公表前に購入した株式等の価額（価格×数量）を控除した金額。

○ 相場操縦（見せ玉を含む）

相場操縦期間中に確定された売買損益と相場操縦終了後1ヶ月以内の反対売買より確定された売買損益の合計金額。

○ 風説の流布・偽計

違反行為によって有価証券等の相場を変動させ、その相場によって1ヶ月以内に行われた有価証券の売買の価額から当該違反行為直前の価額（価格×数量）を控除した金額。

② 有価証券届出書等の虚偽記載

募集・売出しにより取得させ・売り付けた有価証券の発行・売出価額の1%（株式等の場合は2%）。

③ 有価証券報告書等の虚偽記載

300万円を原則とし、発行する株式の市場価額の総額等の10万分の3に相当する額が300万円を超える場合には、その額。

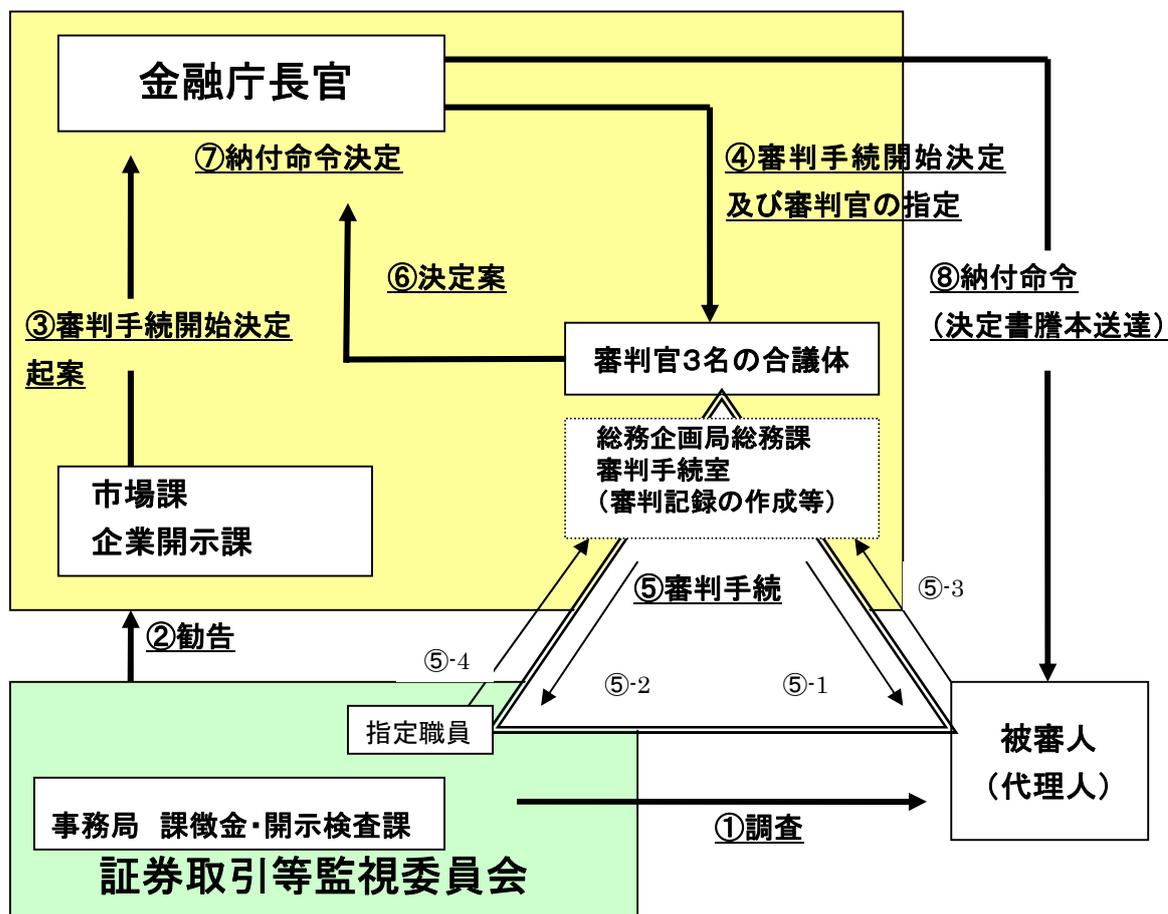
3. 除斥期間

課徴金事案に係る除斥期間は、3年と規定。

4. 課徴金納付命令の性格

課徴金賦課対象となる違反行為が認定された場合、内閣総理大臣（金融庁長官に委任）は課徴金の納付命令を行わなければならないとされている。

課徴金納付命令までの流れ



- ① 証券取引等監視委員会が調査
- ② その結果、課徴金の対象となる法令違反行為があると認める場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し勧告
- ③・④ 勧告を受け、金融庁長官（内閣総理大臣から委任。以下同じ。）は審判手続開始決定及び審判官を指定
- ⑤ 審判官による審判手続（参考人審問，被審人審問，書類又は物の取調べ，鑑定，立入検査）
 - ⑤-1 審判手続開始決定書謄本、審判開始決定通知書、審判官指定通知書
 - ⑤-2 指定職員通知書
 - ⑤-3 答弁書
 - ⑤-4 準備書面
- ⑥ 審判手続を経たうえで、審判事件についての決定案を作成、金融庁長官に提出
- ⑦・⑧ 金融庁長官は、決定案に基づき、課徴金の納付を命ずる決定（課徴金納付命令）

証券取引法改正法附則【平 17 法 76】(抄)

(検討)

第六条 政府は、おおむね二年を目途として、この法律による改正後の課徴金に係る制度の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、課徴金の額の算定方法、その水準及び違反行為の監視のための方策を含め、課徴金に係る制度の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

※17年12月施行。

証券取引法等の一部を改正する法律案等に対する附帯決議(抄)

衆議院財務金融委員会(平成18年5月12日)

参議院財政金融委員会(平成18年6月6日)

政府は、次の事項について、十分配慮するべきである。

- 一 課徴金制度については、機動的な執行に努めるとともに、現行制度の実施状況等を踏まえ、課徴金の水準の引上げも含め、制度全般のあり方について、今後、実効的な抑止効果をもたらすよう検討を進めること。

我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ 中間論点整理（平成19年6月13日）（抄）

Ⅱ. 検討課題

2. 制度を含むインフラ

(1) 規制環境

② ルールの適用

・ 課徴金制度の見直し

一 市場における規制の実効性を確保し、違反行為を抑止する手段として、平成17年証券取引法改正において、課徴金制度が導入されたところである。

制度導入以来、課徴金納付命令勧告件数も、平成19年5月末現在、インサイダー取引に係るものが16件、開示書類の虚偽記載に係るものが4件、合計20件にのぼっており、課徴金制度のエンフォースメント手段としての有効性に対する認識も高まってきていると考えられる。

今後、市場の公正性・透明性の一層の向上を図り、より実効的な抑止効果をもたらす観点から、これまでの実施状況も踏まえ、課徴金制度のあり方について、その対象範囲や課徴金額の水準も含め、見直す必要がある。

具体的には、内閣府の独占禁止法基本問題懇談会において現在進められている見直しの検討結果も踏まえ、今後、法制面での専門的な検討を進め、おおむね平成19年内を目途に結論を得るべきである。

○「経済財政政策の基本方針 2007 について」
(平成 19 年 6 月 19 日閣議決定) (抄)

第 2 章 成長力の強化

2. グローバル化改革

(2) 「金融・資本市場競争力強化プラン」を平成 19 年内を目途に金融庁が取りまとめ、政府一体として推進する。その際、以下の施策については特に重点的に取り組む。

③ 準司法機能の強化による市場監視体制の整備

平成 20 年度の早期に、課徴金制度の適用範囲拡大、金額引上げを実現する。あわせて、証券取引等監視委員会の体制強化に関し具体策を検討する。

○経済財政諮問会議グローバル化改革専門調査会

金融・資本市場ワーキンググループ第一次報告 (平成 19 年 4 月 20 日) (抄)

3. 規制監督の透明性・予見可能性を向上させ、自由と規律のバランスのとれた市場環境を提供する。

(2) 証券取引等監視委員会の機能強化

① 「自由と規律」のバランスがとれ、信頼される金融・資本市場を実現するためには、金融監督当局の機能を向上させることが不可欠である。このため、金融をめぐる世界的な潮流、世界のベスト・プラクティスを踏まえて、金融の企画・立案、監督・検査体制のあり方について不断に見直す必要がある。証券取引等監視委員会による機動的な法運用を可能にするために、法の授権を前提に、一定範囲の比較的広範なルールメイク機能をも監視委員会が有するものとする必要がある(例えば、情報開示に関する分野等)。

② 市場における不正行為を機動的に摘発するとともに、市場ルールの形成・明確化を促進することが必要である。そのため、証券取引等監視委員会の独立性を高め、同委員会の準司法機能を抜本的に強化すべきである。ここで準司法機能の強化は、市場現場での違法行為の認定を容易にするために、制裁的機能を有する課徴金制度の導入によって図ることが可能である。このため、課徴金の範囲と金額の拡大の問題について速やかに具体的な検討を行い、結論を得るべきである。

独占禁止法上の課徴金制度

○ 現行の独占禁止法上の課徴金制度は概要以下のとおり。

1. 対象とする違反行為

事業者等が、①商品・役務の対価に係る等の不当な取引制限をした場合（談合、カルテル）、②商品・役務の対価に係る等の私的独占（「支配型」に限る。）をした場合。

2. 金額水準

➤ 課徴金算定率は下欄のとおりとなっている。

	大企業		中小企業	
製造業等	10%	15%（繰返違反） 8%（早期離脱）	4%	6%（繰返違反） 3.2%（早期離脱）
小売業	3%	4.5%（繰返違反） 2.4%（早期離脱）	1.2%	1.8%（繰返違反） 1%（早期離脱）
卸売業	2%	3%（繰返違反） 1.6%（早期離脱）	1%	1.5%（繰返違反） 0.8%（早期離脱）

※ 繰返し違反行為を行なった場合は、5割加算した率、違反行為を早期にやめた場合は、2割軽減した率となる。

➤ 課徴金減免制度

違反事業者が単独で、自らの違反行為に係る事実の報告・資料の提出を行なった場合、以下のとおり申請順に従い合計3社までの事業者に対する課徴金を免除・減額。

申請順位	免除・減額
調査開始前の最初の申請者	免除
調査開始前の2番目の申請者	50%減額
調査開始前の3番目の申請者	30%減額
調査開始後の申請者 (調査開始前とあわせて3社まで)	30%減額

3. 除斥期間

課徴金納付命令に係る除斥期間は、3年と規定。

4. 審判制度

公正取引委員会の課徴金納付命令に不服がある場合に、被処分者の請求により審判を行なう。なお、審決の取消訴訟は東京高等裁判所の専属管轄となっており（審級省略）、当該訴訟においては、公正取引委員会が認定した事実について、実質的証拠法則が認められている。

独占禁止法基本問題懇談会報告書（概要）

平成19年6月26日

検討の基本的視点

- ・ 違反行為に対して十分に抑止力のある措置が設けられることが必要。その際に、法執行の実効性確保と適正手続の保障を適切に調和させることが重要。
- ・ 我が国において参考となると考えられる制度、欧米主要国の制度との比較・検討も有益。
- ・ 消費者政策と独占禁止政策は相互に密接に関係しており、両政策を一体的に推進するという視点が重要。

違反金制度の在り方

1 違反金と刑事罰の在り方

法人に対する刑事罰（が存在すること）の有効性を活かしつつ、違反金を設計してこれを機動的に賦課することが、現状においては違反行為に対する抑止の観点からは効果的であり、引き続き、違反金と刑事罰を併存・併科することが適当である。

（注）報告書においては、現行の課徴金制度に縛られず検討を行うため、「違反行為抑止のための行政上の金銭的不利益処分」について、「違反金」という用語を用いている。

2 不当な取引制限、私的独占（支配型）に係る違反金の水準、算定方法等

違反金は違反抑止のための処分であるから、「違反行為をする動機付けを失わせる」のに十分な水準に設定すべきである。

違反金の算定方法については、現行課徴金と同様に比較的簡明なものとし、関連商品等売上高に所定の算定率を乗じたもの（基礎額）をベースにして、所定の考慮要素を満たす場合に加減算を行う仕組みとすることが適当である。

3 私的独占（排除型）、不公正な取引方法を違反金の対象とすかどうかについての検討

私的独占（排除型）については、違反金の対象とすることが適当である。

不公正な取引方法については、違反金の対象とすることは不適當であるという立場と、違反金の対象とすることはできないわけではなく、必要なものについては違反金の対象とすべきであるという立場に分かれた。

4 違反金と損害賠償（違約金）等との関係

違反行為の抑止のためには、抑止につながる様々な法執行手段があることが効果的であり、これらの手段がそれぞれの機能を発揮することが期待される。

個々の措置等はそれぞれ趣旨・目的が異なっており、違反金と民事上の損害賠償金等との調整を制度上図る必要はない。

審判、行政調査手続等の在り方

1 審判制度の在り方

平成17年改正により導入された不服審査型審判方式は、処分の早期化・審判件数の減少等一定の成果を上げていると考えられることから、当面は、これを維持することが適当である。

しかしながら、行政審判は、行政過程において準司法的手続を採用して被処分者に十分主張・立証の機会を与えることにより適正手続を保障するとともに、紛争の専門的・早期的解決を図るものであることから、一定の条件が整った段階で、事前審査型審判方式を改めて採用することが適当である。

2 審判に対する信頼性・透明性確保

審判に対する信頼性を一層高める見地から、審判官の構成、審判官作成の審決案の取扱い等に関し所要の措置を講ずることが適当である。

3 審判・事前手続における証拠開示の在り方

公正取引委員会の審判・事前手続における証拠開示の在り方については、他の類似の諸制度との整合性、手続の迅速性の確保の必要性に鑑み、現行の制度・運用を維持することが適当である。

4 行政調査（審査）手続の在り方

行政調査（審査）手続の在り方に関しては、基本的には現行制度を維持するが、事業者の手続上の保護にも配慮した運用がなされるべきである。

5 警告・公表の在り方

警告・公表は、違反行為の抑止の観点から、今後とも維持することが適当と考えられるが、対象となる事業者の懸念を解消するため、独占禁止法制上、警告の主体、要件、形式、意見聴取等に関する規定を整備し、警告・公表の適正化を図ることが適当である。

公認会計士法上の課徴金制度

- 平成 19 年改正公認会計士法において、公認会計士・監査法人に対する課徴金納付命令が創設された。

1. 対象とする違反行為

公認会計士・監査法人が、会社等の財務書類について故意に虚偽証明をした場合、又は相当の注意を怠ったことにより虚偽証明をした場合に課徴金納付命令の対象。

2. 金額水準

公認会計士・監査法人に対し、違反行為を適切に抑止する観点から利得相当額を基準とする課徴金を賦課

- － 故意の場合 : 認定した虚偽証明期間に係る監査報酬額の 1.5 倍
- － 相当の注意を怠った場合 : 認定した虚偽証明期間に係る監査報酬額の 1 倍

3. 除斥期間

課徴金事案に係る除斥期間は、7 年と規定。

4. 課徴金納付命令の性格

課徴金賦課対象となる違反行為が認定された場合、内閣総理大臣（金融庁長官に委任）は原則課徴金の納付命令を行うこととしているが、一定の戒告・業務停止、解散命令等を行う場合であって、課徴金の賦課が適当でないと認められるときは、命じないことができる。

課徴金納付命令に係る勧告実績

勧告 件数	違反行為 及び適用条文	勧告日	銘柄名	課徴金納付 命令対象者	違反行為の態様	課徴金額	課徴金納付命令日
1	内部者取引 (証券取引法第175 条第1項)	平成18年1月13日	A社 (大証ヘラクレス)	A社社員 (営業等従事)	重要事実(第三者割当増資及び業務提携)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	32万円	平成18年2月8日
2	内部者取引 (証券取引法第175 条第1項)	平成18年1月13日	A社 (大証ヘラクレス)	A社社員 (経理等従事)	重要事実(第三者割当増資及び業務提携)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	31万円	平成18年2月8日
3	内部者取引 (証券取引法第175 条第1項)	平成18年1月13日	A社 (大証ヘラクレス)	A社社員 (業務管理等従事)	重要事実(業務提携)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	31万円	平成18年2月8日
4	内部者取引 (証券取引法第175 条第1項)	平成18年2月1日	B社 (ジャスダック)	B社社員 (管理職)	重要事実(民事再生手続開始の申立て)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	72万円	平成18年2月15日
5	内部者取引 (証券取引法第175 条第1項)	平成18年4月17日	C社 (ジャスダック)	C社役員	重要事実(株式分割)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	213万円	平成18年5月9日
6	内部者取引 (証券取引法第175 条第7項)	平成18年4月17日	C社 (ジャスダック)	C社	重要事実(株式分割)を、その職務に関して知った上記5の役員が、会社の計算において、当該事実の公表前に買付け。	42万円	平成18年5月9日
7	内部者取引 (証券取引法第175 条第1項)	平成18年5月11日	D社 (東証1部・大証1 部)	D社社員 (法務等従事)	重要事実(当期純利益及び配当予想値の下方修正)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	5万円	平成18年5月26日
8	内部者取引 (証券取引法第175 条第1項)	平成18年5月24日	E社 (ジャスダック)	E社の 契約締結先社員	重要事実(新株発行)を、E社との間の契約の履行に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	82万円	平成18年6月9日
9	内部者取引 (証券取引法第175 条第1項)	平成18年5月24日	E社 (ジャスダック)	上記8の者からの 第一次情報受領者	重要事実(新株発行)を、上記8の者からの伝達によって知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	46万円	平成18年6月9日

課徴金納付命令に係る勧告実績

勧告 件数	違反行為 及び適用条文	勧告日	銘柄名	課徴金納付 命令対象者	違反行為の態様	課徴金額	課徴金納付命令日
10	内部者取引 (証券取引法第175 条第1項)	平成18年9月14日	F社 (東証2部)	G社	G社役員が、重要事実(新株発行)を、F社との間の契約の履行に関して知り、同社の計算において、当該事実の公表前に買付け。	39万円	平成18年10月2日
11	有価証券報告書虚 偽記載 (証券取引法第172 条の2第1項)	平成18年11月22日	H社 (ジャスダック)	H社	退職給付引当金を過少計上することにより、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出。	200万円	平成18年12月6日
12	有価証券届出書等 虚偽記載 (証券取引法第172 条第1項及び第17 2条の2第2項)	平成18年12月6日	I社 (ジャスダック)	I社	売上原価の付替え等により、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させ、重要な事項につき虚偽の記載がある半期報告書を提出。	1億3千13 3万円	平成18年12月27日
13	内部者取引 (証券取引法第175 条第1項)	平成18年12月8日	J社 (東証1部)	J社社員 (技術開発等従事)	重要事実(当期純利益予想値の下方修正)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	17万円	平成18年12月25日
14	内部者取引 (証券取引法第175 条第1項)	平成18年12月8日	K社 (東証1部)	K社子会社の役員	重要事実(当期純利益予想値の下方修正)について、K社役員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実公表前に売付け。	16万円	平成18年12月25日
15	内部者取引 (証券取引法第175 条第1項)	平成18年12月8日	K社 (東証1部)	K社子会社の役員	重要事実(当期純利益予想値の下方修正)について、K社役員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実公表前に売付け。	73万円	平成18年12月25日
16	発行登録追補書類 虚偽記載 (証券取引法第172 条第1項)	平成18年12月18日	L社 (東証1部、大証1 部、名証1部)	L社	子会社が実質的に支配しており、本来連結対象とすべき会社を非連結にする等により、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた。	5億円	平成19年1月5日
17	内部者取引 (証券取引法第175 条第1項)	平成19年2月6日	M社 (東証1部)	M社社員 (経理等従事)	重要事実(当期純利益予想値の下方修正)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	4万円	平成19年2月26日

課徴金納付命令に係る勧告実績

勧告 件数	違反行為 及び適用条文	勧告日	銘柄名	課徴金納付 命令対象者	違反行為の態様	課徴金額	課徴金納付命令日
18	内部者取引 (証券取引法第175 条第7項)	平成19年3月9日	N社 (東証1部)	N社	同社執行役員が重要事実(子会社の解散)を、その職務に関して知り、会社の計算において、当該事実の公表前に買付け。	4378万円	平成19年3月30日
19	半期報告書等虚偽 記載 (証券取引法第172 条の2第2項及び第 172条第1項)	平成19年4月17日	O社 (大証ヘラクレス)	O社	損失の繰延べにより、重要な事項につき虚偽の記載がある半期報告書を提出し、当該半期報告書を組込情報とする有価証券届出書に基づく募集により有価証券を取得させた。	2259万円	平成19年5月10日
20	内部者取引 (証券取引法第175 条第7項)	平成19年5月8日	P社 (ジャスダック)	P社	同社役員が重要事実(配当予想値の修正)を、その職務に関して知り、会社の計算において、当該事実の公表前に買付け。	3044万円	平成19年5月29日
21	内部者取引 (証券取引法第175 条第1項)	平成19年6月15日	Q社 (東証1部)	Q社の 契約締結先社員	重要事実(合併)を、Q社との間の契約の締結及び交渉に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	20万円	平成19年6月29日
22	内部者取引 (証券取引法第175 条第1項)	平成19年6月15日	R社 (東証1部・名証1部)	R社の 契約締結先社員	重要事実(合併)を、R社との間の契約の締結及び交渉に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	42万円	平成19年6月29日
23	有価証券報告書等 虚偽記載 (証券取引法第172 条の2第1項、第2 項及び第172条第 1項)	平成19年6月26日	S社 (大証ヘラクレス)	S社	架空売上の計上により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び半期報告書を提出し、当該半期報告書を組込情報とする有価証券届出書に基づく募集により有価証券を取得させた。	222万 9999円	平成19年7月13日
24	内部者取引 (証券取引法第175 条第1項)	平成19年7月3日	T社 (ジャスダック)	T社の 契約締結先社員	重要事実(業務提携)を、倉元製作所社との間の契約の締結及び交渉に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	15万円	平成19年7月13日
25	有価証券報告書等 虚偽記載 (証券取引法第172 条の2第1項及び第 2項)	平成19年7月18日	U社 (東証1部)	U社	売上原価の過少計上、販売費及び一般管理費の過少計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出。	600万円	平成19年8月7日

犯則事件の告発実績(平成9～18事務年度)

事務年度	告発件数 (※)	違反行為						
		損失補填	相場操縦	風説の流布	偽計	内部者取引	有価証券報告書等虚偽記載	その他開示書類虚偽記載
平成9年	7	5	0	0	0	1	1	0
平成10年	6	0	1	0	0	4	1	0
平成11年	7	0	1	0	2	1	3	0
平成12年	5	0	1	1	0	2	0	2
平成13年	7	0	1	0	0	3	3	0
平成14年	10	0	0	1	2	5	3	1
平成15年	10	0	2	0	0	6	3	0
平成16年	11	0	2	1	1	6	2	0
平成17年	11	0	1	1	1	5	4	0
平成18年	13	0	3	0	0	9	1	0
合計	87	5	12	4	6	42	21	3

(※)複数の違反行為を含む場合あり。

金融商品取引法におけるディスクロージャー・不公正取引に係る違反行為に対する法令上の措置

		発行開示		継続開示		公開買付届出書		大量保有報告書		一般的 不公正取引	風説の流布	相場操縦	インサイダー
		不提出	虚偽記載	不提出	虚偽記載	不提出	虚偽記載	不提出	虚偽記載				
行政 措 置	報告聴取・ 立入検査	—	26条	—	26条	—	27条の22	—	27条の30	—	177条 (課徴金事 案に限る)	177条 (課徴金事 案に限る)	177条 (課徴金事 案に限る)
	課徴金	—	172条	—	172条の2	—	—	—	—	—	173条 (自己の計 算において 違反行為か ら1か月以 内に取引し た場合に限 る)	174条 (自己の計 算において 違反行為を した場合に 限る)	175条 (自己の計 算において 違反行為を した場合に 限る)
	その他	—	10条 (訂正命令 等) 11条 (一年内の 効力の停止 等)	—	24条の2 (訂正命令 等) 24条の3 (一年内の 届出の効力 の停止命 令)	—	27条の8 (訂正命令)	—	27条の29 (訂正命令)	—	—	—	—
	禁止・停止 命令の 申立て	192条											
罰 則	刑事罰	197条の2	197条	197条の2	197条	197条の2	197条	197条の2	197条の2	197条	197条	197条	197条の2
民事 の特 則	損害賠償 責任	—	18条～21条 (過失の推定、 損害額の推定)	—	21条の2 等 (過失の推定、 損害額の推定)	—	27条の20 等 (過失の推定、 損害額の推定)	—	—	—	—	160条	—